

第1条 (会員)

会員は、ヤマダ・セディナカード会員特約（以下「本特約」という。）及びセディナクオークカード会員規約（以下「会員規約」という。）を承認の上、入会を申し込みます。

第2条 (提携会社)

会員規約第1条の提携会社は株式会社ヤマダ電機及び、株式会社ヤマダ電機が指定する関連会社、グループ会社（以下「提携会社」という。）とします。

第3条 (提携会社で利用した場合の支払方法)

会員規約第25条の規定にかかわらず、提携会社で利用したカードショッピングの支払金の支払方法は、以下のとおりとします。

- (1) 提携会社におけるカードショッピングの支払金の支払方法は、利用月の翌月1回払い、2回払い、回数指定分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。会員が特に指定しなかった場合は翌月1回払いとみなします。
- (2) 会員が翌月1回払い、2回払い、回数指定分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いを指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率等は下表のとおりとなります。また、ボーナス併用分割払いの場合は、実質年率が下表と異なる場合があります。ボーナス併用分割払いのボーナス加算月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のうちから会員がカードショッピング利用の際、指定した月とします。ボーナス加算月の加算総額は、当該カードショッピング利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

(a) 支払回数 (回)	1	2	3	4
(b) 支払期間 (ヵ月)	1	2	3	4
(c) 実質年率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00
(d) 利用代金100円当たりの手数料の額 (円)	0.00	0.00	0.00	0.00

(a) 支払回数 (回)	5	6	8	10
(b) 支払期間 (ヵ月)	5	6	8	10
(c) 実質年率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00
(d) 利用代金100円当たりの手数料の額 (円)	0.00	0.00	0.00	0.00

(a) 支払回数 (回)	12	14	16	18
(b) 支払期間 (ヵ月)	12	14	16	18
(c) 実質年率 (%)	0.00	10.98	11.04	11.08
(d) 利用代金100円当たりの手数料の額 (円)	0.00	7.00	8.00	9.00

(a) 支払回数 (回)	20	24	30	36
(b) 支払期間 (ヵ月)	20	24	30	36
(c) 実質年率 (%)	11.11	9.78	9.33	9.01
(d) 利用代金100円当たりの手数料の額 (円)	10.00	10.50	12.50	14.50

(a) 支払回数 (回)	42	48	54	60
(b) 支払期間 (ヵ月)	42	48	54	60
(c) 実質年率 (%)	9.53	9.24	9.39	9.15
(d) 利用代金100円当たりの手数料の額 (円)	18.00	20.00	23.00	25.00

(a) 支払回数 (回)	ボーナス一括払	ボーナス2回払
(b) 支払期間 (ヵ月)	1～7	5～12
(c) 実質年率 (%)	0.00	6.03～19.40
(d) 利用代金100円当たりの手数料の額 (円)	0.00	4.80

[例] 利用代金 100,000円 18回払い
 手数料 100,000円×9.00円÷100円=9,000円
 支払総額 100,000円+9,000円=109,000円
 第1回分割支払額 7,000円
 第2回以降分割支払額 6,000円

- (3) ボーナス一括払いの支払月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月とします。なお、お取扱期間は会社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月に一括してお支払いいただきます。この場合、手数料はいただきません（実質年率0.00%）。支払期間は、1ヵ月から7ヵ月とします。
- (4) ボーナス2回払いの支払月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のいずれかの組合せとします。なお、お取扱期間は会社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月の支払金額は利用代金と手数料を合算した額の2分の1ずつを支払うものとし、端数が発生する場合は初回の支払月に算入し支払うものとします。ただし、利用できる期間及び金額については指定があります。なお、利用代金100円当たりの手数料の額は4.80円（実質年率6.03%～19.40%）、支払期間は、5ヵ月から12ヵ月とします。

第4条（カードキャッシングの支払金の支払方法）

会員規約第30条の規定にかかわらずカードキャッシングの支払金の支払方法は以下のとおりとします。

- (1) カードキャッシングは、その返済方法により次の種類に区分されるものとします。
- ①利用月の翌月1回払の元利一括返済方式（以下「キャッシング（1回払）」という。）
 - ②定率リボルビング払（以下「ローン（リボ払）」という。）ただし、日本国内での利用に限ります。
- (2) キャッシング（1回払）の返済額は、毎月末日の金銭の借入残高（以下「借入残高」という。）と借入日の翌日から返済期日までの借入残高に対する年18.00%（1年を365日とします。ただし、閏年は1年を366日として計算します。以下同じ。）の割合による利息を合計し、返済期日に第7条の定めにより支払うものとします。
- (3) ローン（リボ払）の返済額は、毎月末日に金銭の借入残高を締め切り、①に定める定率リボルビング払いの方法により算出して得た額を当社に支払うものとします。
- ①本人会員は、借入残高に対し、5%の返済比率を乗じた額（1,000円単位、1,000円未満は切り上げ）を支払うものとします。ただし、最低返済額は、最低10,000円（平成19年12月18日以前に入会した会員は、最低5,000円）とします。なお、当該返済額には借入残高に対する年18.00%の割合による借入日数に応じた利息を含むものとします。借入日数は、金銭借入日の翌日ないし前回支払期日の翌月から当月の支払期日までとします。
 - ②返済額の具体的算定例は次のとおりとなります。

[例] 返済比率5%の場合、最低返済額は10,000円、

7月31日にローン（リボ払）を150,000円ご利用の場合

◆初回のご返済（8月26日）の内容

- ・返済額: $150,000円 \times 5\% = 7,500円$ 。切り上げし、8,000円、なお、最低返済額は10,000円
- ・利息充当分: $150,000円 \times 18.00\% \times 26日$ （8月1日から8月26日まで） $\div 365日 = 1,923円$
- ・返済額のうち元本充当分: $10,000円 - 1,923円 = 8,077円$

◆第2回目のご返済（9月26日）の内容

- ・締切日（8月31日）時点の元本: $150,000円 - 8,077円 = 141,923円$
- ・返済額: $141,923円 \times 5\% = 7,096円$ 。切り上げし、8,000円、なお、最低返済額は10,000円
- ・利息充当分: $141,923円 \times 18.00\% \times 31日$ （8月27日から9月26日） $\div 365日 = 2,169円$
- ・返済額のうち元本充当分: $10,000円 - 2,169円 = 7,831円$
- ・ご返済後の元本: $141,923円 - 7,831円 = 134,092円$

(4) 新規に金銭の借入又は借入残高がない場合の返済開始日は、利用月の翌月26日とします。

(5) 借入残高と利息の合計額が、最低返済額に満たないときは、返済額は、その合計額とします。

(6) (2) の返済比率は、社会情勢の変化その他相当の事由がある場合には、会社において変更できるものとします。会員は、第19条の規定にかかわらず、当社から返済比率の変更を通知した後は、変更後の返済比率が適用されることをあらかじめ承諾いたします。

〈具体的算定例〉

利用可能枠10万円・実質年率18.00%・定率リボルビング払い・最低返済額1万円・支払率5%で1月1日に10万円を利用し、約定通りの返済の場合

- ・返済期間・回数 12ヵ月・12回
- ・返済金合計額 110,581円

第5条（規約の適用等）

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 会員規約第19条の規定は、本特約の変更の場合にこれを準用します。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

株式会社セディナ

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

登録番号 東海財務局長(13)第00166号